

就労継続支援B型 工房ぴあ 工賃支給規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人ぴあが行う障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業所工房ぴあの利用者に対し、支給する工賃について基準を定めるものとする。

(定義)

第2条

工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を排除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

(作業の範囲)

第3条

1日の所定作業時間は、原則、午前10時から午後3時までとする。所定時間内であれば個別支援計画に基づき、行なった作業に対して、休憩、昼休み、掃除を除いた時間を4分割しそれぞれを1単位として、その合計単位数に応じて工賃を支給する。

(工賃の支給額)

第4条

工賃は第17条に基づき算定するものとする。

(工賃の財源)

第5条

単位当たりの単価は1ヶ月の生産および作業活動における事業収入から、必要経費等を差し引いた額に相当する金額を財源とする。

(工賃の計算期間及び支給日)

第6条 工賃は毎月1回、前月の1日前から前月末日までの分を、翌月の25日に支給することとする。ただし、その日が休日に当たる場合は、前日の支給日となる。また通所日の都合で止むを得ない場合は、支払日を他の日に繰り延べることができることとする。

(工賃計算の単位)

第7条 工賃計算の単位は、円とし、1円未満は切り捨てとする。

(工賃の支給方法)

第8条 工賃は、利用者本人に対し、通貨でその額を支払う。その際、受領日を記入することで確認をおこなう。ただし、利用者本人の希望により、あらかじめ昼食代や利用料を工賃から差し引いて欲しい場合は、工賃支給額から差し引いた額を支給することとする。

(皆勤賞の算定)

第9条

作業内容および作業評価にかかわらず、あらかじめ決められた日数分、全て通所し、作業を行なった場合は、皆勤賞を支給するものとする。また、本来祝日は休日となるが、特別に開所日となる場合は、その日も皆勤賞の対象日となるものとする。皆勤賞の支給物は第10条で定めるものとする。

(皆勤賞の支給物)

第10条 皆勤賞としては、金3000円を支給するものとする。

(作業単位)

第11条 作業単位は以下の時間をそれぞれ1単位とし、その時間内全て作業に参加している場合に1単位を取得できるものとする。

10:00～10:45

11:00～11:45

13:00～13:45

14:00～14:45

また、遅刻および早退等で、上記の各時間帯に参加できなかった分を上記の時間外に作業を行った場合でも、振替はできないものとする。

(評価単位)

第12条 日々の作業の取り組み状況や通所時の過ごし方を5段階評価で評価し、それぞれの得点を1点＝1単位として取得単位とみなす。評価は生活支援員及び職業指導員が行い、職員会議

にて話し合い本決定とする。

(単位取得の例外)

第13条 原則として、第13条に定める各時間帯の時間全てを作業に従事することで単位を取得することができるものとするが、例外として、施設内にて職員および他の関係機関との面接、職員からの依頼等で作業できなかった場合、送迎時間が遅延した場合も作業を行ったこととして単位を取得できるものとする。

(工賃の計算方法)

第14条 工賃の計算は以下の通りとする。第5条で定める財源から各利用者の皆勤賞分を差し引き、残りの額を各利用者全員分の単位数で割った分を各利用者の取得単位数に応じて分配するものとする。

(例)

工賃総支給額 10,000 円

A さん: 取得単位 80 単位

B さん: 取得単位 75 単位

C さん: 取得単位 60 単位

単価 $10,000 \div (80 + 75 + 60) = 46.51$ (円)

支給額

A さん: $46.51 \times 80 = 3,721$ (円)

B さん: $46.51 \times 75 = 3,488$ (円)

C さん: $46.51 \times 60 = 2,791$ (円)

附則 1 この規程は令和4年9月1日から施行する。

附則 2 この変更規定は令和4年9月8日から施行する。

附則 3 この変更規定は令和4年12月1日から施行する。